

## 統計表利用上の注意

- 1 前住地又は転出先が不明の者は、人口を推計する場合、便宜上移動者として取り扱っており、統計表によっては、これらのデータが含まれているものと除外されているものがある。(別表参照)
- 2 県外への転出予定者が、転出届提出月の翌月以降に転出を取り消した場合、当該市町村の人口を調整するために、県外転出取消データを県外からの転入データに準じて作成している。このため、人口移動数の集計にあたっては、この転出取消データを調整する必要があるが、本書に収録した統計表には転出取消データの調整を行っているものと行っていないものがある。(別表参照)
- 3 毎月流動人口調査の推計人口は、国勢調査人口を基礎に推計するが、国勢調査は住民登録等の有無にかかわらず、そこにふだん住んでいる人を対象に調査する。このため年齢別人口(第21表)に**マイナス**が生じることがある。(用語の説明参照)

例) Aさんが、O市に住民登録しているが、実際はF市に住んでいるとします。

国勢調査の時点では、AさんはF市で計上されますので、**O市の人口としては計上されません。**

その後、AさんがO市からF市へ住民票を移転させた場合、O市に転出届を提出していますので、翌月の毎月流動人口調査では、O市の推計人口が1人減ることになります。

つまり、**O市で計上されていない人口が1人減**になるわけです。

- 4 単位未満は四捨五入してあるので、合計の数字と内訳の計は必ずしも一致しない。

別表【前住地又は転出先が不明な者及び県外転出取消者の取扱い】

統計表	前住地・転出先が不明の者		県外転出取消者	
	転入・転出者数に計上している	転入・転出者数に計上していない	調整している	調整していない
第 1 表	○			○
第 4 表	○			○
第 5 表	○			○
第 6 表	「県内移動」「県外移動」及び「前住地・転出先が不明の者」に区分している		○	
第 7 表	各ブロック及び「前住地・転出先が不明の者」に区分している		○	
第 8 表	各都道府県及び「前住地が不明の者」に区分している		○	
第 9 表	各都道府県及び「転出先が不明の者」に区分している		○	
第 10 表	○		○	
第 11 表	○		○	
第 15 表	○		○	
第 16 表	各都道府県及び「前住地が不明の者」に区分している		○	
第 17 表	各都道府県及び「転出先が不明の者」に区分している		○	